

札幌市中央卸売市場 業務規程等改正案（骨子）

目次

- 1 業務規程等改正の方向性
- 2～4 業務規程等改正案（骨子）（新設）
- 5～14 業務規程等改正案（骨子）（既存）
- 15 スケジュール

令和元年（2019年）10月7日（月）

第112回札幌市中央卸売市場開設運営協議会

1 業務規程等改正の方向性 (7月22日第111回資料から抜粋)

公共性の確保

- ・ 市民に対する生鮮食料品の安定供給
- ・ 生鮮食料品の公正な取引
- ・ 法定の公表義務の遵守

} 本市による
開設・運営の継続

取引参加者規定

- ・ 卸、仲卸、売買参加者、関連会社等の許可・承認制維持
- ・ 卸売業者の許可制の新設（国の許可から市の許可へ）

市場流通の堅持

- ・ 卸・仲卸・買受人による市場流通を堅持
- ・ 一方で、物流の効率化や生鮮品の鮮度保持等への対応



安全・安心な生鮮食料品を安定供給することで
市民のニーズに引き続き応えていく

2 業務規程等改正案（骨子） 【（新設）卸売業者の許可関係①】

規定		内容		設定理由
1	卸売業者の許可	業務の許可	・ 条例で新たに卸売業者の業務に対する許可を新設 ・ 新設する条項は現行卸売市場法の規定を参考に設定	生鮮食料品等を市民に適正な価格で安定した供給をするためには、その主な担い手である卸売業者が業務を適格に遂行できる知識、経験及び資力等を有する必要がある。業務の許可制とすることで、事前にこれらを有しているかチェックし、その適格性を判断
		卸売業者の定義	市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をするもの	
		部門	青果部・水産物部	
		許可基準	【許可しない場合（一部抜粋）】 ・ 法人ではない ・ 法令違反で罰金刑を受けて3年経過していない ・ 以前に許可取り消しを受け3年経過していない ・ 必要な経験、資力信用を有しない ・ 暴力団関係者 ・ 役員のうちで次に該当するものがある ✓破産者で復権を得ないもの ✓禁固刑以上の刑などに処されて3年を経過していない ✓暴力団員である ・ 必要な資産の基準（純資産基準額）を有していないなど	
		取り消し基準	許可しない基準の一部に合致した場合や資力信用を有しなくなった場合など、取り消し基準を設定	

3 業務規程等改正案（骨子） 【（新設）卸売業者の許可関係②】

規定		内容		設定理由
1	卸売業者の許可 （続き）	純資産額	・ 青果部・水産物部ごとに必要な資産の基準額を設定 ・ 基準を下回ったときは業務の全部又は一部停止 ・ 6か月以内に基準額を回復しないと許可取り消し ・ 純資産額は毎年報告	
		事業の譲渡	・ 事業譲渡、合併、分割の認可	
		変更の届出	・ 名称等の変更があった場合 ・ 卸売業者が解散した場合、清算人が届け出	
		事業年度	・ 4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月まで	
		事業報告書	・ 事業年度経過後90日以内に提出 ・ 事業報告書の閲覧義務 ・ 親会社、子会社、関連会社及び当社を関連会社とする会社に関する事項についても報告（規則）	
		保証金預託 【既存】	・ 以下の範囲で市長が定める 青果部 200万円以上 1,600万円以下 水産物部 300万円以上 2,400万円以下 ・ 不足が生じた場合は追加で預託しなければならない	
		その他	許可申請に必要な書類の様式等について規則で定める	

4 業務規程等改正案（骨子） 【（新設）罰則】

規定		内容		設定理由
2	罰則	懲役2年以下又は100万円以下	・ 卸売業者の許可規定に違反して卸売業務を行った者 ・ 偽り、不正な手段で卸売業務の許可を受けた者 ・ （卸売業者）純資産基準額を下回った場合の業務停止命令に従わない者 ・ （卸売業者）業務規程等違反に伴う業務停止命令に従わない者	卸売業者等の業務の許可制を採用するにあたりその実効性担保のため
		50万円以下の罰金	・ （卸売業者）純資産額の報告をしない、又は虚偽の報告をした者 ・ 卸売の業務の開始、休止等の届出又は名称変更等の届出をしない者 ・ 保証金の預託を行わないで卸売の業務を開始した者 ・ （卸売業者）事業報告書を提出しない、又は虚偽記載をした者 ・ 仲卸業務の許可の規定に違反した者 ・ （卸売業者）市長からの業務等に関する報告の提出命令に従わない又は虚偽の報告をした者。若しくは検査を拒否した者。 ・ 卸売業者の役員解任命令に従わない者	
		30万円以下の罰金	・ （仲卸業者）市長からの業務等に関する報告の提出命令に従わない又は虚偽の報告をした者。若しくは検査を拒否した者。	

5 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引参加者等に関する規定）①】

規定		内容		設定理由
3	仲卸業者の許可 （第20条関係）	業務の許可	・ 仲卸業者の業務に対する許可（現行どおり）	生鮮食料品等を市民に適正な価格で安定した供給をするためには主な担い手の一人である仲卸業者がその業務を適格に遂行できる知識及び経験等を有する必要がある。業務の許可制とすることで、事前にこれらを有しているかチェックし、その適格性を判断する。
		許可基準	【許可しない場合（一部）】 ・ 法人ではない ・ 法令違反で罰金刑を受けて3年経過しない ・ 必要な経験、資力信用を有しない ・ 申請者が市場の卸売業者である ・ 暴力団関係者 ・ 役員のうちで次に該当するものがある ✓破産者で復権を得ないもの ✓禁固刑以上の刑などに処されて3年を経過していない ✓市場の卸売業者の役員又は使用人である者 ✓暴力団員である など	
		保証金	・ 許可を受けてから一か月以内に保証金を預託	
		取り消し基準	・ 法令違反で罰金刑を受けて3年を経過しない場合や、申請者が市場の卸売業者である場合、「許可しない場合」の一部に合致する場合には許可取り消し ・ 正当な理由なく保証金を預託しないなど	
		届け出	・ 業務開始や休止、名称変更、定款変更、業務廃止など	
		事業報告書の提出	・ 所定の様式のことを事業年度終了後90日以内に提出 ・ 親会社、子会社、関連会社及び当社を関連会社とする会社に関する事項についても報告（規則）	

※主な改正箇所は下線で表示

6 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引参加者等に関する規定）②】

規定		内容		設定理由
4	売買参加者の承認 （第28条関係）	定義	売買参加者とは市場において卸売業者から卸売を受ける者	取引の正確性や迅速さの確保のため引き続き取引参加の資格を承認制とする
		承認	・ 市長は次の場合を除き承認する ✓破産者で復権を得ないもの ✓承認の取り消しを受け1年を経過していないもの ✓取引の相手先として必要な知識や資力信用がない ✓市場の卸売業者又は仲卸業者 ✓暴力団員または暴力団関係事業者 など	
		届け出	・ 名称変更、卸売業者からの卸売をやめるときなど	
5	買出人（第28条関係）	定義	・ 市場内において仲卸業者から販売を受ける小売業者	
6	せり人 （第13条関係）	登録制	市長による登録制とする	市場における取引の公正性や正確性を確保するため、市長による試験等により、その担い手の能力を認定する制度を維持する
		登録	・ 登録を受けようとするときは登録申請書を提出 ・ 次の場合は市長は登録をしてはならない ✓虚偽の申請や重要な事実の記載欠如 ✓破産者で復権を得ない ✓禁錮刑以上に処されて3年経過しない ✓登録の取り消しを受けて1年経過しない ✓売買参加者や仲卸業者であるもの ✓必要な能力がない場合 ・ 登録に必要な能力の認定のため、市長が試験を行う	
		取り消し	必要な能力を有しなくなったときなどには登録を取り消す	

※主な改正箇所は下線で表示

7 業務規程等改正案（骨子）【既存の規定（取引参加者以外の者に関する規定）】

規定		内容		設定理由
7	関連事業者の許可 (第33条関係)	営業の許可	・市場機能の充実や出荷者・売買参加者等の利便性向上のため市場内において次の者に対して営業の許可を認める ✓精算制度の業務を行う者 ✓保管、運搬を行う者 ✓飲食店等市場利用者の便益を提供する者 ・次の場合には許可をしない ✓破産者で復権を得ないもの ✓禁錮刑以上の刑に処せられ3年経過しない ✓業務遂行上必要な知識や資力信用を有しない ✓暴力団員等の場合など	市場内において円滑な代金決済や物流を維持するため、引き続き営業の許可制とする
		保証金	・許可を受けてから一か月以内に保証金を預託する	

※主な改正箇所は下線で表示

8 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（総則）】

規定		内容		設定理由
8	市場の供給の範囲 （設置条例第2条）	経営の対象	<u>主な対象の範囲は本市の区域とする</u> （設置条例で規定）	市場で取り扱う生鮮食料品の主な供給先の範囲を規定
9	開場の期日 （第4条関係）	休場日	・ 次の日を除き、毎日開場する ✓ 日曜日及び<u>水曜日（一部例外あり）</u> ✓ 祝日 ✓ 1月2日から同月4日まで及び12月31日 ・ 出荷者及び消費者の利益確保のために特に必要な場合は、臨時に開場又は休場することができる	・ 公に施設として出荷者、買受人等の利便性を確保するために条例で開場（又は休場）の期日について規定 ・ 水曜日はこれまで臨時で休場としていたが休みが定着したため例外を除き休みを基本とする
		開場時間	・ 午前0時から午後12時の間で市長が定める	

※主な改正箇所は下線で表示

9 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引の方法）①】

規定		内容		設定理由
10	売買取引の方法 (第42条関係)	販売形態	・販売方法は、「せり売又は入札の方法」、「相対取引」、「せり売又は入札の方法と相対取引の併用」の3分類とし、<u>市長がどのような方法で販売すべきかを定めるもの</u>とする ・<u>市長が定める場合（災害の発生などを想定）には、本来せり売りとされている物品を相対取引によることができる。</u> ・<u>卸売業者が上記の相対取引を行った場合は速やかに報告</u> ・<u>市長が必要と認め指示した場合にはせり売又は入札の方法をとる</u>	災害の発生時などに行う相対取引について、生鮮食料品の流通が停滞しないようこれまで承認制だったものを届け出制に変更
11	卸売業者・仲卸業者の市場外での業務の規制 (第45条、57条関係)	業務の規制	・本市の区域内で、許可された取扱品目を卸売（仲卸は販売）しようとするときは、市場業務である場合を除き、あらかじめ市長の承認を受ける	卸売業者・仲卸業者が担うべき業務の範囲を明らかにし、小売業者等との商圈の無秩序な交錯を回避するため
12	第三者販売 (第47条関係)	原則禁止	・卸売業者は原則仲卸業者及び売買参加者以外のものに卸売をしてはならない	市場内への生鮮食料品の搬入量の調整や、業務規程によらない取引が拡大することで迅速な価格の決定や代金決済が損なわれる恐れがあることから、原則的には仲卸業者及び売買参加者以外のものに販売する行為を禁止
		例外規定	・残品が生じた（恐れがある）場合 ・他市場との連携 ・農林水産業の振興や新商品の開発 ・契約に基づく輸出（<u>承認制から届け出制へ変更</u>） ・<u>その他市長が別に定める場合</u>	

※主な改正箇所は下線で表示

10 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引の方法）②】

規定		内容		設定理由
13	非取扱物品の販売 (第49条関係)		市長が特別な事情があると認める場合は可能	
14	商物一致の原則 (第50条関係)	原則禁止	・ 卸売業者は原則市場内にある物品以外は卸売してはならない	卸売業者、仲卸業者、 売買参加者が現物を見て 価値評価するのが基本。 また、公平さの担保のため には多数の者が集まる 場所で、公開で取引する ことが重要であるため
		例外規定	・ <u>本市の区域及びその周辺の区域内において</u> 市長が指定する 場所で卸売する場合（指定保管場所） ・ 契約に基づき市内の指定された場所にある物品を卸売する 場合 ・ <u>その他市長が別に定める場合</u>	
15	自社買いの原則禁止 (第51条関係)		・ <u>市長が別に認める場合以外は</u> 、卸売業者は卸売の相手方と して自ら買い受けることは禁止	恣意的な価格操作を防 止するため
16	再委託・買付の禁止 (第51条の2関係)		・ 卸売をした物品と <u>同一のもの</u> の販売の委託を引き受け、又 は買い付けることを禁止	循環取引の防止のため
17	物品の明示と即時引き 取り（第55条関係）		・ 卸売業者は卸売をした物品を買い受けた者を明らかにする ・ 卸売を受けた者はその物品を速やかに引き取る	物品の円滑な搬入・搬 出を促すため
18	直荷引き (第56条関係)	原則禁止	・ 仲卸業者は原則卸売業者以外の者から買い入れて販売して はならない	適正な価格形成維持の ため
		例外規定	・ 市場の取引の秩序を乱す恐れがないとき ・ 市場間連携 ・ 農林水産業者との連携 ・ 契約に基づく輸出 <u>（承認制から届け出制へ変更）</u>	

※主な改正箇所は下線で表示

11 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引の方法）③】

規定		内容		設定理由
19	売買取引の制限 （第58条関係）	取引の差し止めや売買の制限	・市長は談合等不正な行為があると認められる場合には、せり売や入札の差し止めややり直しを命じることができる ・卸売業者、仲卸業者等が不正な売買をしているとき、買受代金の支払を怠った場合は市長は売買を差し止めできる	公正な取引や代金決済の確保のため
20	衛生上有害な物品の取り扱い（第59条関係）	売買・所持禁止	・衛生上有害な物品は、販売や販売目的での所持禁止	食の安全・安心の確保のため
21	卸売数量等の報告と公表（第60条関係）	報告	・卸売業者は当日の卸売予定数量（せり売・相対など取引方法ごと）を主要な産地とあわせて市長に報告 ・取引の結果について、品目ごと・取引方法ごとに卸売数量、主要な産地、価格（安値・中値・高値）を市長に報告	法定事項である卸売の予定や結果の公表について規定
		公表	上記の事項を <u>インターネットの利用等</u> により公表する	
22	売買取引の条件（第53条ほか）	受託契約約款	卸売業者は販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を得る	卸売業者における取引の条件の明確化と市長による実態把握確保のため
		仕切りと送金	卸売業者は卸売をした翌日（特約がある場合はその日）までに売買仕切書や売買仕切金を送付	
		委託手数料	率を定めるときや変更するときあらかじめ市長に届出る	
		卸売業者による奨励金	・市場における安定的供給確保のため市長の承認を受けて出荷奨励金を交付できる ・卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて完納奨励金を交付できる	

※主な改正箇所は下線で表示

12 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（取引の方法）④】

規定		内容		設定理由
	売買取引の条件（続き）	即時支払い	- 卸売の相手方は卸売業者から買い受けた物品の引き渡しを受けたと同時に代金を支払う（特約がある場合はその期日） <u>仲卸業者から買い受けた買出人は買い受けた物品の引き渡しを受けたと同時に代金を支払う（特約がある場合はその期日）</u>	改正法の趣旨より、仲卸業者が販売する場合についての規定を新設
23	物品の品質管理の方法（第69条の2 関係）		施設における温度管理や品質管理責任者の設置	生鮮食料品の品質の確保のため
24	使用料等（第76条関係）		- 市場施設の利用者は市長の指定する期間内に市場使用料を支払わなければならない <u>会議室使用料を新たに設置</u>	受益者負担の原則により、新たに会議室使用料を設定

※主な改正箇所は下線で表示

13 業務規程等改正案（骨子） 【 既存の規定（管理監督） 】

規定		内容		設定理由
25	監督・検査 (第78条、79条関係)	報告及び検査	市長は卸売業者・仲卸業者等に対し、業務や財務に関する報告若しくは資料の提出を求め、または検査することができる	業務の適正かつ健全な運営確保のため
		改善措置命令	・市長は卸売業者に対し、<u>財産</u>・業務・会計に関して必要な改善措置を命令できる ・市長は仲卸業者に対し、財産・業務・会計に関して必要な改善措置を命令できる ・市長は関連事業者に対し、業務・会計に関して必要な改善措置を命令できる	
		監督処分	・市長は卸売業者や仲卸業者等に対して、業務規程等に違反した場合に、是正措置命令、許可取消、業務停止命令などを行うことができる	

※主な改正箇所は下線で表示

14 業務規程等改正案（骨子） 【既存の規定（附属機関）】

規定		内容		設定理由
26	附属機関 （設置条例第5条、業務 規程第79条の2 関係）	開設運営協 議会	市場の業務や運営に関する事項について審議	市場運営や取引ルール についての意見を聞く場 として引き続き必要なた め
		取引委員会	売買取引に関する事項について審議	

※主な改正箇所は下線で表示

15 スケジュール

年度	2019(平成31 & 令和元年)度												2020(令和2)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○卸売市場法改正																★施行								
◎業務規程等改正																★施行								
・ 協議会開催					★諮問		★答申				★報告													
・ 場内協議				場内協議																				
・ 庁内調整																								
・ パブリックコメント																								
・ 議会上程																								
・ 中央卸売市場の認定																								

【今後の対応】

- ・ 条例改正案の作成
- ・ パブリックコメント実施準備（12月に実施予定）
- ・ 条例改正の方向性に対する答申（今回）